

嬉野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和4年度定期監査結果を次のとおり公表する。

令和5年2月24日

嬉野市監査委員 富永 敏文  
嬉野市監査委員 三根 清和

第1 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年12月31日までに執行された事務事業

第2 監査の日程

令和5年2月10日～21日

期 日	監査対象及び実施内容
2月10日(金)	備品検査(総務・防災課、税務課、広報・広聴課、文化・スポーツ振興課、健康づくり課、福祉課、観光商工課、農林整備課、新幹線・まちづくり課、教育総務課)
2月13日(月)	総務・防災課、選挙管理委員会事務局、財政課、税務課、観光商工課、茶業振興課、農業政策課
2月14日(火)	企画政策課、広報・広聴課、文化・スポーツ振興課、SAGA2024推進課
2月15日(水)	教育総務課、学校教育課、建設課、農林整備課、環境下水道課、新幹線・まちづくり課
2月16日(木)	子育て未来課、健康づくり課、市民課、福祉課
2月17日(金)	農業委員会事務局、会計課、議会事務局、監査委員事務局
2月21日(火)	二次聴取(企画政策課)、監査委員による合議

### 第3 監査の項目

- (1) 職員の配置状況及び事務分担について
- (2) 事務事業の執行状況について
- (3) 付属施設の状況について
- (4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について
- (5) 歳入・歳出執行状況について
- (6) 予算の流用・充用状況について
- (7) 超過勤務状況について
- (8) 備品について
- (9) 公用車について

### 第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、前述した監査の項目について、各課から提出された関係資料の内容を監査するとともに、不明な点については事情聴取を行い、事務事業が関係法令及び嬉野市監査委員監査基準にのっとり、経済的、効率的かつ有効的に実施されているかに重点をおき、監査を実施した。

### 第5 監査の結果

令和4年度の事務事業の執行については、監査した範囲内において、おおむね適正に行われていると認めた。しかし、契約関係書類、その他事務書類の記載方法や事務処理など、残念ながら、一部に適切でないものが見受けられた。

監査の結果について項目ごとに、所見及び指摘・検討事項を記載する。

#### (1) 職員の配置状況及び事務分担について

新型コロナウイルス感染症に関連した事業（ワクチン接種や経済対策など）や嬉野温泉駅開業、令和3年8月豪雨災害の復旧事業など、多大な業務を抱えているにもかかわらず、おおむね順調に事務が執行されていることを認め、評価したい。

年々、高度化・複雑化していく業務に加え、多様化する市民ニーズに対応するため、業務量はますます増加していく傾向にある。このような状況の中、業務に対して全体的に正職員が不足しているように見受けられ、特に技術系の職員が不足しているようである。また、部署によっては副課長や主任が在籍しておらず、職員配置のバランスが整っていないように感じられた。

職員の心身の健康維持には十分な配慮をもって、事務処理に遅滞、遺漏のないよう適正な職員配置に努められたい。

#### (2) 事務事業の執行状況について

事務事業の執行状況については、特に目立った停滞は見られず、順調に執行

されていることを確認した。

そのうち、1件50万円以上の事務事業について、955件中38件を抽出し、その執行について、精査した結果、契約事務等の処理に関して、一部に不適切な処理が見受けられた。事務事業の執行に当たっては、例規や関係法令を正しく理解し、適法・適正な事務に努めていただきたい。

なお、軽微な事項については、事情聴取時において指導したので、記載を省略する。

ア 全庁的に起案書の決裁日等欄の未記入や発信日・発信番号の未記入、一部決裁印の漏れなどが見受けられた。嬉野市文書規程第9条の規定に基づき、適切な事務処理を図られたい。

イ 起案書に文書主任の確認印がない。嬉野市文書規程第8条の規定に基づいて文書主任を定め、適切に処理されたい。

(文化スポーツ・振興課)

ウ 契約書に収入印紙の貼り付けがないものについて、適切な処理であったかを確認し、非課税文書又は不課税文書については、その理由を補記されたい。

(企画政策課、広報・広聴課、福祉課)

エ 工事設計書の精査者の確認印がない。適切に処理されたい。

(文化・スポーツ振興課、健康づくり課)

オ 委託業務の事前承認において、業務内容の積算内訳が記載されていない。適切に処理されたい。

(観光商工課)

カ 設計業務の委託契約や工事請負契約において、監督員選任届と検査復命書の監督員が一致していない。嬉野市財務規則第110条に基づき、適切に処理されたい。

(財政課)

### (3) 付属施設の状況について

公共施設の管理・利用状況は、新型コロナウイルス感染症の影響は緩和しつつあり、おおむね良好に運営されていると認める。また、今後も新型コロナウイルス感染症への対策を講じつつ、引き続き、効率的な施設運営や利用者への周知など、利用者が安心かつ安全に利用ができるよう適正な管理運営に努めて

いただきたい。

(4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について

本年度も各課が取り組む特色ある事業について、報告を受けた。懸案事業については、事前調査表には記載がなかったが、聴取時に各課それぞれの状況を伺うことができた。

今後、さらに厳しくなる限られた予算の中においても、嬉野市のための事務事業が、職員の皆さんの創意工夫、知恵により進展するよう期待する。

(5) 歳入・歳出執行状況について

ア 歳入について

ますます事務事業が増大する中で、おおむね適正に執行されているものと認める。各歳入においては、引き続き、でき得る限りの手法・手段を用いて財源確保が必要であると思われる。

税収については、コンビニ納付やスマホ決済を取り入れるなど、納付方法を工夫し、収納事務を充実させて滞納整理に努められている。公平、公正な税負担、自主財源確保のためにも、更なる徴収率の向上に努められたい。

その他、使用料・手数料等各種歳入の厳正な収納についても、各担当課において、不断の努力をされているが、負担の公平性を期すためにも適正な債権管理、回収により一層取り組まれたい。

イ 歳出について

執行率の低い事業が一部見受けられたが、おおむね順調であると認めた。

(6) 予算の流用・充用状況について

予算の流用については、おおむね適正に処理されていると認める。あくまで例外的な手段であり、予算編成時においては、執行計画と整合性を十分確認し、安易な流用を慎み必要最小限にとどめていただき、計画的な予算執行に努められたい。

(7) 超過勤務状況について

超過勤務状況について、昨年度は大雨災害の影響で建設課や農林整備課の職員の超過勤務が多かったが、今年度は嬉野温泉駅開業の影響により、新幹線・まちづくり課や観光商工課の超過勤務が大幅に増加している。

一部の職員に業務が偏り、過重負担とならないよう適正な人員配置に努められ、超過勤務の平準化と縮小を図っていただきたい。

(8) 備品について

備品については、今年度4月から12月末までに購入したものを対象とし監査を実施した。所管課ごとに常置場所と備品調書と突合し、適切に管理、運用をされていると認めた。財務規則及び備品管理事務取扱要領に基づき、適正な備品管理に努めていただきたい。

(9) 公用車について

各課の公用車の年式、走行距離を提出書類にて確認を行った結果、年式が15年以上経過し、かつ15万キロメートル以上走行している公用車が、総務・防災課に1台、財政課に2台、観光商工課に1台、建設課に1台、新幹線・まちづくり課に1台、教育委員会に3台あった。また、その他に25年以上を経過した公用車もあった。

公用車を維持管理する上で、維持管理費の増加、さらには、職務に利用する上での安全性が懸念される。稼働状況の把握を行うとともに、老朽化による故障頻度や修理費など車両の状況を十分に考慮した上で、計画的な車両の更新等を行っていただきたい。